

無実の死刑囚・元プロボクサー 袴田巖さんを救おう!

無実

第42号 2009年6月30日

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会

424-0006 静岡市清水区石川本町 16-18

電話:054-366-2468 FAX:054-366-2475

郵便振替口座:番号 00890-7-185276 名称:清水・静岡袴田巖救援会

ホームページアドレス:<http://hakamada2.exblog.jp/>

6月28日 午後1時30分 清水テルサへ!

6・28 再審開始を求める清水集会へ!

富山(氷見)えん罪事件被害者 柳原さんがゲストです!

日時:6月28日(日) 午後1時30分から

場所:清水テルサ(JR清水駅東口徒歩5分)

6階 研修室 有料駐車場有り

集会協力金:800円をおねがいします。



ゲスト:柳原 浩さん(富山氷見冤罪被害者)

報告:袴田事件弁護団

訴え:姉・袴田秀子さん

報告:保佐開始決定以降の活動について・・・事務局

「結果だけ言って理由は聞くな！こんな事がまかり通って民主国家と言えるのか！日本は結論だけ言ってこれに従えという戦前国家ではない！私たちはあきらめない。何故なら民主主義を守ることにつながるから。」民主主義を守る砦の筈の最高裁へのこの怒りのしかし哀しい言葉！

「口頭弁論を開いて！」4人の青年の当たり前のしかも人生がかかっている切実な願いも一蹴。たった5行で上告を打ち捨てた最高裁。志布志と富山の自白偏重による冤罪が暴かれて日も浅いのにどこ吹く風だ。志布志の一人は任意の聴取なのに滝に飛び込み自殺を図った。たまたま近くにいた釣り人に救助されたが任意の名の元、

2009年(平成21年)4月15日(水曜日)

本 経 済 新 聞 (夕刊)

元少年5人有罪確定へ

静岡の性的
暴行未遂
最高裁、上告を棄却

静岡県御殿場市で二〇〇一年、少女(当時15)に集団で乱暴しようとしたとして、強姦未遂罪に問われた事件時十六、十七歳の元少年五人の上告。二年六月、執行猶予四年

た。五人は「捜査段階の自白は警察の誘導によるもの」として犯行を否認。少女も公判で、事件の発生日について証言を翻すなど異例の展開となったが、一、二審はいずれも少女の被害証言の信用性を認め、五人を有罪としていた。

連日の聴取の過酷さを語ってやまない。ましてや当時 15~17 才の少年たちは逮捕である。絶望感に負けたとしてどうして責められようか。が、今マイクを握り思いを語る彼らは絶望、無念、悔しさを全て生きる糧としたかのごとく堂々としていた。「胸を張って生きられるように闘ってきた。」「早く出てくるための反省は絶対にしない。」信念を持って彼ら自らの口から発せられるこれらの言葉に私は彼らの無実を再度確信した。

集会後、犯行現場とされる公園に立ち寄った。そこは「中央公園」という名のごとく街中にあり、正にここが犯行現場という所からは並んだ民家が見える。9月16日20時20分~23時頃10人の少年に輪姦されて目撃者も、声すら聞いた人間がいらないなんて。摩訶不思議！折りしもしだれ桜が目にも鮮やかに咲き誇っていた。こぼれるように咲く桜を見ながら摩訶不思議の思いは募るばかりであった。

日本の司法を変えよう！(2)

事務局長 山崎俊樹

5月21日から裁判員制度が始まりました。市民が市民を「有罪か無罪か」を決め、

有罪ならその刑期も決めるという制度です。制度の是非はともかく、国民主権が確立された戦後の民主政治の中で形骸化した最高裁判官の国民審査以外に唯一、国民の主権が及ばなかった司法権に国民の意思が反映されるのですから大きな出来事だと思います。ただ、問題点も噴出しました。マスコミで大きく報道される問題点ではなく、こと、再審に限っての問題点を指摘するのなら、改正された刑事訴訟法の下では、その事件に直接関係ない第三者が裁判の記録を見て検証することがきびしく制限されていることです。裁判員にも守秘義務が課せられていますので、多数決で有罪という判断がされた裁判で無罪の立場を取った裁判員が、その内容や冤罪の疑いを公にすることや、その裁判に疑問を持った市民が裁判記録を見ることも、よほど理解ある弁護士以外からは出来なくなります。

有罪判決を受けた被告人が冤罪を訴えても、支援者が関わる事が出来ない危険性が出てくるのです。

“科学的”という言葉は、真実を見失う

足利事件の菅家さんが保釈されました。この事件には私は当初から冤罪の疑いを持ち、支援者からの通信も頂いておりましたので、本当に良かったなあという気持ちです。そして、もっと安心したのは、菅家さんの判決が「無期懲役」だったから「命」が繋がったことです。もし、死刑判決だったならと思うと“ぞっ”とします。

DNAが決め手とされ、DNA鑑定を絶対視した明らかな裁判官の誤りです。実は袴田事件も同様です。科学的なレベルは現在とは全く違いますが、当時の新聞報道では放火の際に使用された油の分析が、当時県警に導入されたガスクロマトグラフィー分析によって工場にあった混合油と一致したことが報じられ「科学捜査の勝利」という見出しが踊っています。私たちは「科学的」という冠が付くものを安易に信じてしまいます。特に犯罪捜査に使われる「科学的」という言葉は、常識では考えられないこと、普通の人の行動ではあり得ないこと・・・つまり犯人ではないこと、を真剣に考える機会を奪い、「科学的」な証明がされたとして、私たちの常識的な判断を奪っていく危険が常に伴います。

袴田さんに関してこの点を見ると・・・毎日食事を通る裏木戸にもかかわらず、上の留め金を掛けたまま、扉の下をめぐり上げて合計3回も通る、とか。工場にはボイラーがあるにもかかわらず、必ず出荷されると判っている味噌タンクに衣類を隠す、とか。合計3回も行われたズボンの装着実験で全くズボンがはけないこととか。極めつけは、家宅捜索では手袋とベルトが押収目的物にもかかわらず、ズボンの共布(もちろん新品)を味噌まみれのズボンと一体のものと警察官が判断し、押収し、翌日には検察官が冒頭陳述を変更したことです・・・これらは、普通の市民感覚からすると、明らかにおかしなことですが「科学的」鑑定で油分が一致すると、“工場関係者が犯人に違いない”となり、袴田さんの実家から発見押収された共布が味噌漬けズボンと一致すると“袴田巖が犯人だ”となるわけです。まさに、「科学的捜査」という

言葉で、他の証拠物……特に袴田さんが犯人でない証拠や、真犯人に繋がる証拠……や、第三者の報道から得られる印象が偏っていきます。

裁判に「絶対」は無い

私たちの常識では、警察の捜査は何となく“変だな”“何かやってんじゃないか”と、うさんくささを感じても、裁判官がその捜査を正当化していくと、もう誰も歯止めを掛けることは出来なくなります。つまり捜査権力の暴走が始まるわけです。

警察や検察は捜査・逮捕という特別な権力を持っています。その権力は国民の命を奪う凶器にもなるし、国民の命を守る武器にもなります。その権力を正当にコントロールするところが裁判所だと、私は思います。足利事件の菅家さんの場合は無期懲役の判決のためたまたま命が繋がっていたのですが、足利事件と同時期に直接証拠は一切無くDNA鑑定だけを決め手として、死刑判決が確定していた福岡の飯塚事件では、久間氏を昨年10月、処刑(死刑執行)しています。久間氏は逮捕以来

足利事件と同じDNA鑑定、92年の飯塚事件も再審請求へ

1992年に福岡県飯塚市で女儿2人が殺害された「飯塚事件」で死刑判決が確定し、昨年10月に刑が執行された久間三千年元死刑囚の弁護団が、今秋以降にも福岡地裁に再審請求する方針であることが5日わかった。久間元死刑囚は無罪を主張していたが、最高裁は2006年9月、DNA鑑定の信用性を認めた。弁護団は「足利事件」と同じDNA鑑定法だったこともあり、鑑定の不備を柱に再審を求めるとしている。ただ、当時の試料は残っておらず、DNAの再鑑定はできないという。久間元死刑囚は92年2月、小学1年の女儿2人(いずれも当時7歳)を車で連れ去り、殺害して山中に遺棄した疑いで94年9月に逮捕された。遺体周辺から採取された血痕のDNA鑑定が一致したことが逮捕につながった。飯塚事件の鑑定法は足利事件と同じく、DNAの配列の一部だけを目で見るとして調べる「MCT118型検査法」を採用。弁護側は「鑑定は不正確」として無罪を主張したが、最高裁は鑑定結果の信用性を認めた。(2009年6月6日 読売新聞)

一貫して無実を訴えていて、弁護団も再審準備をしていた矢先、死刑確定から僅か2年という速さの処刑です。

足利事件では、再審請求審の宇都宮地裁は再審請求を棄却しましたが、東京高裁がDNA再鑑定を決定した(2008年12月)ので、かろうじて捜査権力の暴走に歯止めがかかった訳です。

冤罪は2重、3重の悲劇……冤罪被害者の悲劇、真犯人が違っているという被害者の悲劇、その周りの人々の人間関係や社会生活を奪う悲劇などなどを生み出します。そんな悲劇を最小限にするために「疑わしきは被告人の利益に」という知恵を生み出したものと思います。最終判断をする裁判官はその知恵を生かすことをためらってはならないのです。菅家さんの裁判に関わった最高裁の裁判官も含む、全ての

裁判官は全員が誤った判断を下したのだから、少なくとも菅家さんに謝罪しなくてはなりません。また、誤った裁判が結果として真犯人を逃がしてしまったのだから、被害者遺族に謝罪することも当然です。もし、今もなお現職の裁判官なら、直ちに辞職し、今度は弁護士として、冤罪を訴えている多くの市民の味方になってもらいたいと思います。

日本国憲法 第 76 条第 3 項には“ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される ” と、裁判官の独立が強く保障されています。裁判官が良心に従うというのは裁判官が有形無形の外部からの圧迫ないし誘惑に屈しない、自己内心の良識と道徳感を持つ、ことだそうです。今回の足利事件で明らかになったように、人が人を裁く裁判には、「絶対」がないのです。だからこそ、「合理的な疑いを越える(beyond the reasonable doubt)疑いが残る」場合はためらうことなく「無罪」の判断を下さなくてはなりません。そうすることによって、捜査機関も安易に自白を求めることに頼ることなく犯行と容疑者を確実に結びつける物的な証拠を集める創意や工夫が生まれ、捜査の質も上がるはずです。そして、そのような裁判所の姿勢は、国民の人権を守る砦として多くの国民に信頼されるようになると思います。

静岡地裁に再審開始を求める 署名 356 筆 を提出！

裁判員制度が始まった 5 月 21 日、私たちは 10 名で静岡地裁を訪問し、4 月以降街頭などで集めた再審開始を求める 356 名分の署名を静岡地裁に提出しました。同時に、参加者 10 名全員が、長谷川憲一裁判官にそれぞれの“ 思い ” を書面で訴えました。

静岡地方裁判所 御中

本日は、“ 無実の元プロボクサー 袴田巖さんの再審開始求める署名 ”

356 通を、ここに提出いたします。

袴田巖さんはこの 3 月 10 日に、73 回目の誕生日を獄中で迎えました。囚われの身となってから約 43 年の間、一貫して無実を訴えています。

昨年三月、最高裁判所は「・・・5 点の衣類及び麻袋は、その発見時の状態等に照らし長期間みその中につけ込まれていたものであることが明らかであって、発見の直前に同タンク内に入れられたものとは考えられない・・・」と断定しましたが、同様のみそ漬け衣類はわずか 20 分間でできることを私たちは実験で確かめ、最高裁判所の判断は何の根拠も無いことを、昨年 4 月 25 日提

出の再審申立書に、2008年4月14日付「味噌漬け実験報告書」として添付し、貴裁判所に提出しております。

いよいよ本日より、市民が裁判に参加する裁判員制度が始まります。この制度の趣旨は「市民の目線で事件を裁く」ことだと思いますが、私たち市民の目線でこの事件を見ると、

一日平均12時間以上も行われた取調べ時の自白の強要なしに、袴田さんを犯人に仕立て上げることは不可能だと思いますし、トイレにも行かせない警察官の取り調べそのものが明らかに拷問です。

事件から1年2ヵ月後に発見された、いわゆる、5点の衣類のズボンは袴田さんには小さすぎ、ズボンの共布の鑑定結果の前に、これらの衣類が犯行着衣だと断定し、公判途中で冒頭陳述を変更した検察官の姿勢には、権力の作為を感じます。

また、ズボンの共布を発見した警察官の家宅捜索も、その発見過程に作為を感じます。

被害者4人を殺傷するには、先端がわずかに欠けたクリ小刀では脆弱すぎます。

事件現場への侵入経路も不自然ですし、脱出・再侵入・再脱出で通過した、留め金をかけたままの裏木戸も明らかに不自然です。

人が人を裁く難しさ故に“疑わしきは被告人の利益に”という鉄則があるのではないのでしょうか。

これまでの裁判の中で明らかにされなかった多くの事実は、昨年3月の最高裁判所の判断でも解明されていないばかりか、ますます大きな疑問として残り、私たち市民には“疑わしきは被告人の利益に”という、刑事裁判の鉄則が踏みにじられているように感じてなりません。貴裁判所が、市民の目線でこれらの疑問をとらえ、一日も早く再審を開始しますよう、ここに要請いたします。

2009年5月21日

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会
ここに 出席者 10名の自筆署名

以下は 事務局長 山崎の長谷川憲一裁判官宛 要請手紙

前 略 裁判所や裁判官を信じる、普通の市民の目で、事件を見て頂きたいのです。

袴田巖さんは裕福ではありませんが、生活に困っているわけではありませんでした。まして、毎日仕事で顔を会わせている専務さんのところに、どうして強盗に入らなければならないのでしょうか。

袴田さんは中学校を卒業して働きながらボクシングを始めました。昭和32年の静岡国体では静岡県の代表として第3位になり、その後、プロに転向し日本フェザー級6位までなりましたが、体をこわしてしまいました。警察官や裁判官と違って学歴はありません。しかし、正直に生きてきました。ボクシングをやめたあとでも、ケンカひとつしたことはありません。

警察官は袴田さんが、元プロボクサーであったこと、清水の出身ではなかったことなどから、4人も人を殺せるのは袴田さんしかいない、として逮捕し“自白させればいい”と考えたこと

は明らかです。・・・静岡県警本部発行の「清水市横砂会社重役一家4名の強盗殺人放火事件捜査記録」を読んで下さい。

そのため警察官は袴田さんの言うことを全く信じてくれませんでした。連日、朝早くから深夜に及び取り調べです。

平成21年(2009年)5月21日 (木曜日)

競争 公正 競争 公正 (夕方)

袴田死刑囚の支援団体 再審求め署名提出

静岡地裁

旧清水市(静岡市清水区)で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」で、静岡地裁に第二次再審請求を申し立てている袴田死刑囚(モミ)の支援団体は二十一日、再審開始を求める約三百五十六人分の署名を同地裁に提出した。

同日、地裁に向いた「袴田さんを救済する清水・静岡市民の会」の代表は同日の会見で、「袴田さんの体力の問題もあり、一刻も早く再審を始めてほしい」と話した。署名活動は今後も続けていく方針。

市民の会の榎田民夫代表は同日の会見で、「袴田さんの体力の問題もあり、一刻も早く再審を始めてほしい」と話した。署名活動は今後も続けていく方針。

旧清水市(静岡市清水区)で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」で、静岡地裁に第二次再審請求を申し立てている袴田死刑囚(モミ)の支援団体は二十一日、再審開始を求める約三百五十六人分の署名を同地裁に提出した。

同日、地裁に向いた「袴田さんを救済する清水・静岡市民の会」の代表は同日の会見で、「袴田さんの体力の問題もあり、一刻も早く再審を始めてほしい」と話した。署名活動は今後も続けていく方針。



第二次再審請求を求める署名提出後に会見する支援団体の会員

しかし、裁判官だったら袴田さんの言うこと、無実の訴え、を分かってくれるものと思い、刑事が作った作文に彼は拇印を押しました。そのため裁判では、はじめから「私はやっていません」と言っています。

刑事事件の取り調べや、法律を詳しく知らない普通の市民にとっては、裁判官は「自分を守ってくれる」唯一の存在である、と信じることは自然なことなのです。言い換えれば、当時の袴田さんにとって、「裁判官は唯一信じられる存在」だったのです。そして裁判(公判)は「自分の意見を正直に言える唯一の場」だったのです。

多くの市民にとって裁判官は身近な存在ではありません。しかし、無実の罪で逮捕された市民にとっては、身近でない存在で無いにも関わらず、「そこしか頼ることのできない唯一の存在」なのです。

私たち市民の感覚で判断する裁判員制度が本日から始まります。多くの市民は法律に詳しくありません。しかし多種多様な経験をして、その感覚を裁判に反映できるのは、これから裁判員に選ばれる多くの市民です。その感覚で事件を見ることはとても大切だと思いますが、同時に裁判官にも私たち市民の目線を、感覚をもっと知る必要もあるのではないかと思います。

私たち袴田さんの無実を信ずる多くの市民が、来月28日、富山(氷見)事件のえん罪被害者、柳原浩さんを招き集まりを持ちます。法廷・法壇に市民が参加することが始まりました。これを機会に裁判官もまたえん罪被害者の訴えに耳を貸す努力も必要ではないかと思います。別紙、案内チラシの集会にも参加して頂ければと思います。

最後に、市民の感覚でこのいわゆる袴田事件を捉え、1日も早く再審を開始して頂き、袴田さんに無罪の判決を下して頂きたいと思います。

静岡地方裁判所 長谷川憲一裁判官殿

草々

2009年5月21日

定額給付金を袴田さんへ

代表 榎田民夫

小学校の耐震化とか本当に必要な公共事業に税金を使えば景気対策になる。ばらまき不用と思っていたが、決まってしまった。3月頃、「総務省が受刑者、死刑確定者にも給付する」とニュースがあった。真意はよく分からないが袴田さんに届けば良いと思った。4月末わが家にも給付金申請書が届いた。5月になって私は総務省に電話した。「総務省は見解を発表しただけで実施は自治体に任せてあります」とのことで、東京拘置所か葛飾区だから葛飾区に電話した。給付金事務所の対応は親切であった。拘置所の収監者の内、区に住民票を移している方には既に申請書を郵送済み、住民票がない方や移動していない方は2月1日に拘置所にいた方は申請があれば遡って住民票を作成して給付に応ずるとのことであった。

そこで袴田さんの申請書発送記録を検索してもらったが記録がなかった。次に静岡市の給付金事務所に連絡して発送記録を検索してもらったらあった。住民票は静岡市にあった。申請書は受取人不明で戻ったはずだという。私はひで子さんから保佐人登記簿のコピーを貰っていたので給付金事務所にFAXして姉が保佐人であることを確認し姉を通して給付金を袴田さんに届ける手続きを開始するよう依頼した。事務所は快諾した。そしてこれらの経緯をひで子さんに電話で報告した。

事務手続きが進む過程で袴田さんの収監証明書が必要になったが5月中旬ひで子さんが東京拘置所に面会に行った際、収監証明書は本人から申請するものとの拘置所からの対応であった。面会はできないこともあり、できても意思疎通ができない時もある。だから保佐人になったのだから保佐人が代行できるはずだと思うのだが、おそらく拘置所は前例がないので理解していないのではと思う。6月2日の弁護団会議で経緯を報告したが、弁護士が請求すれば直ぐ手続きができるのではとなり収監証明書手続きは弁護団に預けられた。6月13日に西島弁護士からひで子さんに報告があり、東京拘置所と静岡市定額給付金事務所とやりとりがあり結局収監証明書は不用ということになった。給付金申請書に保佐人登記簿を添付して提出すれば良いこととなった。支給の方法はいくつかパターンがあるらしいが今後決めることになる。

この間、袴田死刑囚の定額給付金について新聞記者が取材にきた。その記者は袴田さんが一番始めなのか全国の死刑囚のいる拘置所に電話をしてみたが、給付金が出ることを収監者に知らしているかすら把握していない実態だった。給付金は本年10月まで締め切るそうだが、全国の収監者の中には現金の差し入れが全くない人も大勢いるだろう。法務省は通達を出して周知徹底し手続きの便宜を図り漏れなく全員が受け取れるよう配慮すべきである。

日弁連 発行 **再審通信** 第98号(09年5月号) に袴田事件弁護団 中川 真 弁護士の報告がありますので掲載します。 成年後見開始を求める動きから決定までの一連の活動報告です。

日弁連支援事件

袴田事件報告

静岡県弁護士会 中 川 真

1 特別抗告棄却決定と第二次再審請求

2008年3月24日、最高裁第二小法廷は袴田事件再審請求特別抗告を棄却する不当決定を下した。

これをに對し弁護団は、同年4月25日、静岡地方裁判所に対し、第二次再審請求を申し立てた。

2 袴田氏についての成年後見申立

一方、袴田氏は永年の拘禁といつ執行されるか分からない死刑への恐怖から、第一次再審請求が静岡地方裁判所で棄却されたころから、親族や弁護人との面会を拒否するようになり、ごく稀に面会ができたときでも、姉の袴田秀子氏を「知らない人だ」と言うなど、その精神に変調を来していることは明らかであった。

袴田氏の実父の遺産について分割未了のものであったことから、この遺産分割をおこなうために袴田氏に成年後見人を付ける必要があるとして、2004年2月に後見開始の申立てを東京家庭裁判所になしてあった。

3 家裁による成年後見申立の却下

成年後見の審判は、東京拘置所に対して袴田氏の健康状態に関する資料に関する送付嘱託を行ったり、精神鑑定人選定に時間がかかっ

たことなどもあり、なかなか審判が下されないうでいたが、2008年6月27日付で突然、東京家裁から却下の審判書が送られてきた。

この決定では、

「①本人の精神の障害は拘禁反応と呼ばれるもので、その病態は、大半の知的機能は障害されていないが、自分は『儀式』の中心におかれた『全知全能の神』であり、神として負わされた役割を全うしなければならない旨の妄想的思考があるというものであり……」

「②個別の精神的機能（意思疎通、記憶力、見当識、計算力、理解・判断力、知能検査・心理学的検査など）は、上記妄想によって粉飾され事理弁識能力を欠いていると考えられる部分があるが、それ以外の部分では上記精神的機能は保たれていること」

「③自己の財産の管理・処分ができるか否かについては、契約など重要な財産行為をすることはできないが、一方、日常生活に関する行為には全く問題がないこと」

「④現在、本人に認められる知的な機能の障害は固定したのではなく、回復し得ないものともいえないこと」

を理由として、

「本人は、民法11条にいう精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者ということができたとしても、いまだ、民

法7条にいう精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者ということまではできない。」

として、袴田氏は成年被後見人ではないが、被保佐人であることは認められた。

ところが、これに続けて決定は以下のよう

に述べて、申立てを却下したのである。
「そして、上記のとおり、本人は精神上の障害により事理弁識能力が著しく不十分な者として保佐開始の状態にあるものと認められるが、後見開始の申立てにおいて、本人の精神上の障害の程度が後見開始の程度に至らないが保佐開始の程度であると認められる場合に保佐開始の審判をするかどうかは家庭裁判所の裁量に属するものと解されるが、本件において保佐開始の審判をなすことが相当であるとは認められない。」(なお、下線は全て引用者)

この審判の最大の問題点は、まさにこの部分である。まず、一般に保佐開始の状態にあると考えられるのであれば、本人保護のために保佐開始の審判をなすべきであるのに、それを裁判所の裁量の問題としてしまっていること、さらに「相当であるとは認められない」と言いながら、相当であると認められない理由が何も書かれていないことである。

しかも、この審判は裁判官(審判官)3人の合議でなされたものである。

4 東京高等裁判所への即時抗告と高裁決定

(1) 即時抗告の内容

弁護団は、この不当な家裁審判に対して東京高等裁判所へ直ちに即時抗告を申し立てた。それは、まさに事件や裁判を「儀式」とする妄想に囚われている袴田氏本人からは第二次再審請求についての弁護人選任届が取れないため、袴田氏本人は刑訴法439条1項4号の「心神喪失の状態」にあるものとして、袴田ひで子

氏を請求人として再審請求を申し立てていたことから、この審判を放置すると袴田氏本人については「心神喪失の状態」にないものとして、実体真理に入る前に再審請求が却下されるおそれもあったからである。

そして、即時抗告審では①成年後見人が本人保護の制度である以上、家庭裁判所が本人について成年被後見人の程度には達していなくとも被保佐人には該当すると判断される以上、原則として保佐開始の審判をなすべきこと、②少なくとも申立人に対して保佐開始の申立てへの変更もしくは予備的な申立ての追加をなすかどうかの釈明をもとめるべきであること(東京家庭裁判所では審判手続中は精神鑑定書などの閲覧謄写を認めない運用がなされているのであるから、尚更のことである。)という、成年後見制度本来のあり方に加えて、③袴田氏が確定死刑囚であり、少なくとも保佐開始の審判がなされないときは再審請求という極めて重大な権利が行使できなくなり、その結果、袴田氏の生命が奪われてしまうかもしれないことを訴えた。また、即時抗告において予備的に本人について保佐開始を求める申立てを追加した。

(2) 高裁決定

東京高等裁判所は、さすがにこの家裁決定を維持することはできず、審判を破棄し家裁へ差し戻した。

高裁決定の要旨は、後見と保佐の制度趣旨は相当程度共通しており、後見開始の申立てがなされた場合であっても、本人の精神状態が後見開始の程度にはないが保佐開始の程度にあると判断された場合には保佐開始の審判をすることも許されるのであるから、そのような場合には申立人に釈明を求めるべきであったのに、そのような対応をせずに却下した原審は

相当ではなかった、というものである。

ただ、弁護団は高裁に自判を求めているが、本人について保佐を開始すべき事情があるかどうか、誰を保佐人に選任すべきかなどについて、さらに調査を尽くして審判をする必要があるという理由で差し戻しとなった。

5 保佐開始の決定と今後の展望

そして、差し戻し審の東京家庭裁判所において2009年3月2日付で、袴田氏について保佐開始の審判がようやく出された。申立てから

実に5年余もかかっており、確定死刑囚に対する裁判所の「偏見」の壁が厚いことを如実に物語っているものと思う。一方、確定死刑囚について保佐開始の審判がなされたことは前例がなく、また、今後の袴田氏の再審請求を進行する上での手続面での問題がこれによって払拭された。

今後、5点の衣類の味噌漬け実験をはじめ、袴田氏の無罪を証明するための新証拠の獲得に弁護団はいっそうの努力を傾ける所存である。

清水8月例会は

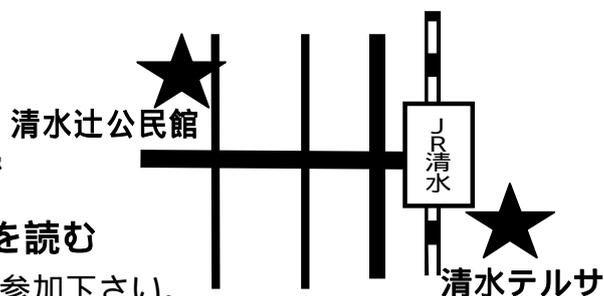
8月1日(土) 午後7~9時

清水辻公民館 1F 第1会議室で

テーマ：東京高裁即時抗告棄却決定書を読む

どなたでも無料で参加できます。是非ご参加下さい。

テーマ以外に、一ヶ月活動報告なども行います。



街頭署名活動に協力を！

私たちは 第2土曜日もしくは日曜日 第4土曜日もしくは日曜日 に清水駅前と静岡青葉公園で街頭署名活動を行っています。時間は原則として12時から1時までです。皆さんの協力をお願いします。また、職場や地域などさまざまな場所で署名活動を個々に行って、事務局まで送付して頂いても構いません。

署名活動は、他の活動とのかねあい、日程や時間を変更する場合がありますので参加される場合は、事前に事務局までお問い合わせ下さい。

第2弾 静岡地裁要請行動に参加を！

5月21日に引き続き、静岡地裁に署名提出に向かいます。

日程は7月15日を予定しています。時間など未定ですので、参加される場合は事務局にお問い合わせ下さい。